

# 第213回国会（令和6年通常国会）審議 における主な議論の内容について

## 第213回国会（令和6年通常国会）審議における主な質疑事項

○ 第213回国会（令和6年通常国会）審議においては、主に下記のような事項について質疑がなされている。

- ① 制度の意義、一時預かり事業との違いについて
- ② 保育人材の確保や現場の負担について
- ③ 利用時間について
- ④ 人員配置基準について
- ⑤ 事業の主体について
- ⑥ 利用方式について
- ⑦ 安全の確保について
- ⑧ 障害児・医療的ケア児の受け入れについて
- ⑨ 自治体における整備について
- ⑩ 単価、利用料について
- ⑪ 総合支援システムについて

## 【制度の意義、一時預かり事業との違いについて】

- こども誰でも通園制度の意義は、こどもを中心としているものなのか。
- こども誰でも通園制度は、保護者の都合で利用されるものであり、真に「こどもの育ちのための仕組み」、「こども真ん中」とは言えるのか。
- 一時預かり事業との違いが保育現場に浸透していないのではないか。一時預かり事業と異なる実施要件などの明確化が必要ではないか。
- 待機児童の解消を進め、全てのこどもたちに保育を受ける権利を保証し、親の就労の有無にかかわらず、保育所を利用できるようにすることを目指すべきではないか。

## 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度は、現行の教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな仕組みとして創設するものであり、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化すること」を目的。制度の意義について、
  - ・ こどもにとっては、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られること
  - ・ こどもについて専門的な理解を持つ人から保護者へ、こどもの良いところや育っているところを伝えられることなどにより、保護者のこどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
  - ・ 保護者にとっても、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減に資することといった大きな意義がある。
- こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、主に、目的・定義面の違い給付制度と事業といった制度的な建付けの違いがあり、
  - ・ 目的・定義面の違いについては、一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することを主な目的。
  - ・ 制度的な建付けの違いとして、一時預かり事業は「事業」である一方で、こども誰でも通園制度は「給付制度」とすることから、①一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することになることといった意義がある。  
また、一時預かり事業と異なり、こども誰でも通園制度では、保護者の居住する市町村において、こども誰でも通園制度の利用対象であることを認定した上で利用する仕組みとなっており、市町村において、認定の申請をしているかどうか、新たに構築するシステムを通じて、認定を受けた上でどの程度利用できるかといった各家庭の利用状況を把握し、特に支援が必要な家庭の把握などに繋げていくことが可能となるなど、自治体が管理する仕組みとなっている。
- 一時預かり事業は、パートで働いているものの保育の必要性認定を受けられない方なども対象としていることから、こども誰でも通園制度の創設以降も引き続き事業を継続していく必要があるものと考えており、こども誰でも通園制度を前提とした上での一時預かり事業の在り方についても、試行的事業を実施しながら、今後検討。
- 一部の自治体では待機児童が残っている中で「保育の必要性」の要件を見直すことは難しい。一方で、保育の必要性のある者に利用が限定されると、保護者が就労していない場合などには、保育所を利用することができず、その家庭への支援には限界があり、今般、「保育の必要性」を問わず、全ての家庭が利用できる新たな仕組みとして、「こども誰でも通園制度」を創設することとした。これにより、全てのこどもが保育所等に通園できるようになるため、こどもにとっては、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られ、こどもの育ちにとって、大きな意義があり、まさに「こどもまんなか」の政策。

### 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- こども基本法（令和4年法律第77号）には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等（以下「保育所等」）に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。
- こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものであるが、その意義は、一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う（児童福祉法（昭和22年法律164号）の規定より）、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」と異なり、就労要件を問わず、保育所等に通っていないこどもも、保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、従来の保育における大きな転換点である。

#### 【こどもの成長の観点からの意義】

- 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいないだけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること
- こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらう、保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
- こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスなのではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

# 一時預かり事業と試行的事業、 こども誰でも通園制度の関連について

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業	こども誰でも通園制度
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付） （令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）
実施自治体	1,269自治体で実施	115自治体（令和6年4月26日時点）	全ての自治体（1,741）で実施
事業の目的や内容	<p>①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</p> <p>②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>○こども誰でも通園制度の創設を見据え、試行的事業を実施する。</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>（参考）改正後の子ども・子育て支援法 第七条（略）</p> <p>11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の第三十三項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。</p> <p>（支給要件） 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。</p>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できる ※親子通園も可能とする	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項） ※試行的事業の実施状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今後検討。なお、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）
人員配置	<p>①一般型</p> <p>○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。</p> <p>○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭の保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用品</p> <p>○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	<p>①一般型</p> <p>○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。</p> <p>○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭の保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用品</p> <p>○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討

**【保育人材の確保や現場の負担について】**

- こども誰でも通園制度の受け入れが可能となるような保育人材の確保に取り組むべきではないか。
- 保育現場からは、「在園児に丁寧な保育ができない」、「現場の負担が増える」、「人手が足りない」、「こどもが通園に慣れず心に負担」という声があるが、こどもの安全の確保、こどもへの影響についてどのように取り組むのか。

**政府の説明概要**

- こども誰でも通園制度を円滑に実施するためには、事業者が必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できることが必要。このため、令和8年度からの給付化に当たっては、実績に応じた支払いを前提としつつ、試行的事業の状況などを踏まえて、こども誰でも通園制度を実施する事業者がしっかりと運営できるものとなるよう、運営費の単価設定等について検討。
- 保育現場における職員の負担を軽減し、こどもたちと向き合う時間を確保するため、利用者情報や利用実績の管理、自治体への給付費の請求などに対応できるシステムを国が一元的に構築することとしており、法律上制度化される令和7年度からの運用を目指して準備を進める。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、こどもの安全の確保が大前提。実施に当たっては、保護者が予約するシステムの中で、保護者が事前にこどものアレルギー等の情報を登録し、受入れ施設がこれらの情報を円滑に把握できるようにすることや、初回の面談を行ったり、「親子通園」により、
  - ① こどもにとっては、少しずつ保育所等に慣れていくことができるようにするとともに、
  - ② 保育者にとっては、初めて利用するこどもに関して理解を得られるようにすることとしており、今後、試行的事業において実例を収集し、さらに検討・整理を深め、安全の確保が図られるよう取り組む。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、こども誰でも通園のこどもを受け入れることで、在園児の保育に対して支障があってはならない。こども誰でも通園制度に関する検討会においても、事業の実施に当たって、こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となることとの指摘がなされており、こども誰でも通園を在園児と同じ部屋で行う場合には、こうした点に十分配慮が必要であり、また、こども誰でも通園を在園児とは独立した部屋で実施することも可能。これらを考慮し、各事業所で適切な実施方法を検討いただきたい。

### 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

#### 4. 保育者にとっての制度の意義

##### ○ 保育者にとってみると、

- ・ これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまで関わることの少なかったこどもや家庭と関わることで、専門性をより地域に広く発揮できること
- ・ 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができるということが考えられる。

##### ○ 一方で、

- ・ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となること
- ・ こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること
- ・ 保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、保育所等に通っているこども達の保育に支障があってはならないという意識が重要であることに留意が必要である。

#### VI おわりに

（中略）さらに、保育人材の確保が課題となっているところ、Ⅲで示しているとおり、試行的事業においては一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしているが、配置基準について更に検討を行うとともに、保育人材の確保及び育成に対する支援を充実・強化すべきである。

### 【利用時間について】

- 利用時間について「月10時間」を上限としているが、市町村の実情に応じて、利用可能枠を柔軟に設定できるようにすべきではないか。
- 「月10時間」でこどもの育ちを保証できるのか。
- 利用時間を増やすべきではないか。

### 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度の試行的事業における「月10時間」の上限時間は、今後本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
  - ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
  - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されることといった考え方も踏まえ設定したもの。
- こども誰でも通園制度の上限時間は、今年度から「月10時間」を上限として実施している試行的事業の状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から今後検討。
- 市区町村が利用可能枠を柔軟に設定することについては、昨年開催した「こども誰でも通園制度に関する検討会」において、
  - ・ 自治体によっては定員に空きが生じている地域では上限を増やしてもよいのではないかと意見がある一方で、
  - ・ 全国の自治体において対象となる全てのこどもが利用できる制度とするため、全国で実施することが可能な上限設定とすることが、最優先ではないかと意見もあり、こども誰でも通園制度は、全国の市区町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねる。

## 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

### V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ 利用者の利用可能枠
- 本検討会においては、複数の構成員から、こどもの慣れや育ちの観点から月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか、保育所の定員には空きが生じている地域もあるので自治体によって月当たりの利用時間を増やすことができるようにすべきではないか、との意見があった。一方、「月10時間」とする現案をもとに本格実施に向けて検証を重ねた上で、今後のより適した制度づくりを目指すことが望ましいのではないかと、利用を希望する者だけが利用するという制度ではなく、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない全てのこどもに保障する制度であるということを考えると、まずは対象となる全てのこどもが利用できる仕組みとすることが最優先事項である、との意見もあった。
- こうした意見を踏まえると、全ての保育所等に通っていないこどもが利用できることを目的とする本制度の基本的考え方に照らして、どのようなことが可能なのか、全国的な給付制度とする中で自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて検討が深められるべきである。

【人員配置基準について】

- こども誰でも通園制度の実施に当たって、家庭的保育者や保育補助者の制度も本格的に導入すべきではないか。
- 人員配置基準について、試行的事業では一時預かり事業と同様としているが、保育の質が確保できるようなものとするべきはないか。
- 一時預かり事業よりも配置基準を後退させることはなく、むしろ、全員保育士を配置すべきではないか。
- 余裕活用型の場合は、職員を増やさなくて良いということか。

政府の説明概要

- こども誰でも通園制度の人員配置基準については、今年度の試行的事業において、一時預かり事業と同様の基準で行うこととしており、その上で、制度の本格実施に向けては、その人員配置基準について、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、保育士以外の人材の活用も含め、こどもの安全や保育の質の確保にも十分に配慮しつつ、更なる検討を行う。
- こども誰でも通園制度の基準を検討するにあたっては、
  - ・ こども誰でも通園制度が、保育の必要性があるこどもを対象にする保育所等とは異なるものであること、
  - ・ 一時預かりでは、2分の1以上を保育士とする基準としていること、などを踏まえながら、検討する必要がある。
- 一方、保育所等における定員の範囲内でこどもを受け入れる場合には、定員に応じた配置基準上の保育士が配置されていれば、追加の保育士の確保は不要となる。

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- 試行的事業における人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする。

**現行の一時預かり事業の基準**

①一般型においては、

- ☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。
- ☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
- ☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
- ☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

②余裕活用型においては、

- ☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
- ☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置
- 試行的事業においては、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしている。本検討会においては、専任の保育士を配置し、かつ勤務経験のある保育士の配置が望ましいとの意見があり、令和5年度のモデル事業や試行的事業の実施状況などを踏まえながら、人員配置について更に検討が必要である。
- 本検討会においては、保育士等、本事業に従事する者に対する研修の必要性について意見があった。既存の子育て支援員研修における「基本研修」+「地域保育コース」や、家庭的保育者等研修における「基礎研修」などの研修受講なども効果的であるが、本事業実施に際してどのような専門性が必要なのか、更に検討が必要。

**【事業の主体について】**

- 施設数が足りないことが考えられ、体制整備のために、企業、認可外保育施設、NPOなどにも参画してもらう必要があるのではないか。
- 安易な事業者が参入できるようにするのではなく、体制が整ったところだけが実施できるようにすべきではないか。
- 認可外保育施設の指導監督基準を満たさない認可外保育施設は対象外とすべきではないか。

**政府の説明概要**

- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提であり、保育の質の確保の観点から、実施主体である市町村による認可の下、受け入れ体制が整っている施設において実施することを予定。
- 株式会社やNPO法人が設置する施設、認可外保育施設においても、当該認可基準を満たしている場合には、実施を可能とすることを考えている。
- その際、
  - ・ 仮に認可外保育施設においても、こども誰でも通園制度の基準を満たすような場合には、実施が可能であるものの、
  - ・ 指導監督等を行ってもなお、認可外保育施設 指導監督基準を満たさないような認可外保育施設は、こどもの安全の確保の観点から適切ではないと考えており、ご指摘のような施設については、対象外とすることを念頭に置きながら、検討。
- 制度の本格実施の際の認可基準については、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、こどもにとって安全・安心な制度となるよう検討を深める。

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について抜粋

- ＜今後の留意点や検討事項＞
- 保育所、家庭的保育事業、幼稚園をはじめとした様々な事業者が参画しそれぞれの特性を發揮できるような形とし、そのために必要な人件費等の補助をしっかりと講じるとともに、実施を希望する事業者が基準を満たしている場合には実施できるような仕組みとすべき
  - 事業者の指定について、既に類似した事業を実施している保育所等であれば指定は簡易な形にするなど、市町村の事務負担に考慮すべき

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

【施設・事業類型ごとの事業実施イメージ】

- 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施）、余裕活用型）の組み合わせ方について、以下の6通りが考えられる。

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心	②一般型（在園児と合同）×自由利用中心
③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心	④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心
⑤余裕活用型×定期利用中心	⑥余裕活用型×自由利用中心

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないか。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	・ 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないか。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	・ 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないか。	

**【利用方式について】**

- 自由利用方式では、保育所を転々とすることも可能となるが、それでは一時預かり事業と同じではないか。
- 「全てのこどもの育ちを応援すること」を目的としているのに対し、自由利用方式では、その目的の達成ができるのか。
- 定期的な利用・特定施設の利用を基本とすべきではないか。

**政府の説明概要**

- 自由利用方式については、「施設の質や受入れ側の保育士の負担にも相当配慮が必要」といったご懸念があることも理解できる一方で、
  - ・ こどもの状況に合わせて柔軟に利用できる
  - ・ こどもに合った施設で、多くの保育士やこどもと触れ合うことができるといった特徴もある。
- 定期利用については、
  - ・ こどもにとって慣れた職員と継続的なかわりを持つことができるほか、
  - ・ 事業者にとっても利用の見通しが立てやすいといった特徴がある一方、
  - ・ 事業所が合わないと感じた時でも、他の事業所を途中利用しづらいといった点もある。
- こども誰でも通園制度の検討会の中でも、定期利用と自由利用の両方を自治体で実施していただけるような仕組みが必要であるとのご意見もあった。
- こども誰でも通園の制度設計に当たっては、どちらであっても、こどもが安心して利用できるよう、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、初回の面談を行ったり、「親子通園」を可能とするほか、国が構築するシステムを活用し、こどもについて理解するための情報の共有ができるようする。  
また、こどもが慣れるまでの間は、複数の事業所を利用しながら、少しずつ事業所を決めていくなど、こどもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。  
併せて、地域によっても、様々な状況があることを踏まえると、自治体や事業者において実施方法を選択したり、組み合わせる実施することなどを可能となる仕組みづくりが必要である。  
(参考) 事業者の判断で、定期利用方式だけを実施するなどとすることも可能とする予定。

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- 定期利用においては、継続した利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れ、次第に保育者とこどもの関係が構築されると考えられる。また保護者との関係構築においても、継続した関わりを行うことにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられる。さらに、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者確保がしやすい状況になると言える。  
一方、自由利用においては、こどもの状況や保護者のニーズに合わせることによる柔軟な対応が可能となる。
- こども誰でも通園制度の利用に当たっては、例えば、
  - ・ こどもが慣れたり、こどもに合う事業所を見つけるまでの間は、自由利用の形で複数の事業所を利用しながら、少しずつ定期利用する事業所を決めていく方法や、
  - ・ 定期利用する事業者を2, 3か所決めて利用する方法
 等、こどもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。
- 地域によっても様々な状況があると考えられるため、自治体や事業者において利用方法を選択したり、組み合わせるかなどが可能となる仕組みづくりが必要である。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

**【安全の確保について】**

- こども誰でも通園制度の安全性や保育の質をどのように担保するのか。
- 乳幼児はアレルギーや性格などそれぞれ異なるため、一定の情報の把握が受入れ施設に求められる一方で、施設に様々な対応が求められるが、どのように体制を整備していくのか。
- 障害児、医療的ケア児、こだわりが強いこども、アレルギー児などの配慮が必要なこどもに対して、どのように、そのこどもの特徴を把握し、安全に関わっていくのか。
- 保育所保育指針にある「保育」の在り方を、こども誰でも通園制度でも参考とすべきではないか。

**政府の説明概要**

- こどもの安全の確保については、「試行的事業の在り方に関する検討会」でも、
  - ・ アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにすること
  - ・ 0～2歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児を受け入れるに当たっては、受け入れ可能か、より厳格な確認を行うこと
  - ・ 食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めることなどが示されている。
- また、こうした考え方を受けて、実施に当たっては、
  - ・ 保護者が予約するシステムの中で、保護者が事前にアレルギー等の情報を登録し、受け入れ施設がこどものアレルギーなどの情報を円滑に把握できるようにすることや、
  - ・ 初回の面談を行ったり、「親子通園」により親子の様子を見たりする中で、初めて利用するこどもに関して理解を得られるようにすることとしている。
- 今後、試行的事業において実例を収集し、さらに検討・整理を深め、安全の確保が図られるよう取り組む。
- こども誰でも通園制度の創設により、全てのこどもが保育所等に通園できるようになるため、「保育」そのものではないが、こどもにとっては、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られ、自由利用方式の場合も含め、こどもの育ちにとって、大きな意義がある。  
保育所保育指針は、日々、園で長時間過ごすこどもを前提としていることから、こども誰でも通園制度にそのまま当てはまるものではないものの、参考にすべき点も多くあり、また、こども誰でも通園制度の実施に当たっては保育所における保育とは異なる留意すべき事項もあるため、制度の本格実施に当たっては、試行的事業の状況や、保育所保育指針等の記載も参考に、年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方を含め、こども誰でも通園制度を実施する上で指針になるようなものを作成したいと考えている。

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

3. 試行的事業実施の留意点

①共通事項

- まず、「こどもの安全」が確保されることが大前提であるため、
  - ・ アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにすること
  - ・ 0～2歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児を受け入れるに当たっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認を行うこと
  - ・ 食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めるべきであることといったことが求められる。
  
- こども誰でも通園制度を実施していく上では、慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくかという観点は非常に重要であり、「親子通園」は慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めの場合には初めに「親子通園」を取り入れることで親子の様子を見ることができ、親子通園の機会を利用して、事前面談の際に必要な情報の収集や、様子の確認をおこなうことができるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とすべきである。他方、こども、保護者にとって親子通園が長期間続く状態になったりしないようにすることや親子通園が利用の条件となったりしないように留意が必要である。

【障害児・医療的ケア児の受け入れについて】

- こども誰でも通園制度では、障害児や医療的ケア児、特別なケアが必要なこどもも対象となるのか。
- こども誰でも通園制度を実施することで、児童発達支援事業における障害児へのサービスに支障が生じてはならないのではないか。
- 障害児や医療的ケア児の受け入れに当たっては、より丁寧な対応が求められるのではないかと。
- 障害児や医療的ケア児についてどのように体制を整備していくのか。児童発達支援センターなどの専門機関を含めた受け皿整備が必要ではないかと。
- こども誰でも通園制度において、重い障害のあるこどもたちも対象として、訪問型での支援をしていくべきではないかと。

政府の説明概要

- こども誰でも通園制度は、医療的ケア児や障害のあるこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援するためのもの。障害のあるこどもに対する提供体制の整備に際しては、試行的事業の中では、障害のあるこどもを受け入れる場合、補助単価を約1.5倍とすることにより、障害のあるこどもの利用ができるようにしている。
- 全ての児童発達支援センター等において、医療的ケア児の受け入れがなされているわけではないが、地域の医療的ケア児の数やニーズに応じて、地域の事業所が役割分担を行い、連携しながら、その受け入れや必要な支援を提供していくことが重要。
- 試行的事業において、障害のあるこども一人一人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っている児童発達支援センターや児童発達支援事業所について、こうした専門性をこども誰でも通園制度においても幅広く発揮していただく観点から、実施主体として参画いただくことを可能としている。  
試行的事業を実施しながら、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、地域における児童発達支援のニーズや資源の状況等も踏まえながら、障害のあるこどもの支援に支障がないように留意することが必要。
- こども誰でも通園において、医療的ケア児の受け入れを行うに当たっては、
  - ・ 外出することが難しいこどもがいることも考慮しながら提供体制を検討する必要があるほか、
  - ・ 看護師のサポートが受けられる体制をどのように整備するのかについても併せて検討する必要がある。
- 外出することが難しい重い障害のあるこどもがいることも考慮しながら、こども誰でも通園制度における提供体制を検討する必要があると考えており、こうした中、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、
  - ・ 「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」などといった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、
  - ・ 障害のあるこどもに対する支援として、既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係を、どのように整理するかといった論点について、検討。

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

5. 障害のあるこどもへの対応

- こども誰でも通園制度は、障害の有無にかかわらず、全ての保育所等に通っていないこどもとその家庭への支援の強化を目的としている。
- こうしたことから、障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所では、障害のあるこども一人一人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っており、また、こどもだけでなく保護者への支援も担っているところ、こうした専門性をこども誰でも通園制度においても幅広く発揮してもらおうべく、事業を実施してもらおうことも有効である。
- 逆に、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、インクルージョンの観点から、障害のあるこどもや発達が気になるこどもだけでなく、障害のないこどもも含めて受け入れることも考えられる。その他、障害のあるこどものきょうだい児などが安心して利用できることにもつながる。

V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備
- 現行の一時預かり事業では、補助基準上、障害のあるこどもを受け入れる場合に加算が設けられており、こうした仕組みも参考に、障害のあるこどもを受け入れる体制の整備について、試行的事業においては、障害のあるこどもを受け入れる場合の加算を設けることとしているが、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。
- 事業実施に当たっては、以下の点も整理していく。
  - ① 児童発達支援事業所の人員配置基準と、こども誰でも通園制度の想定している人員配置基準の両者をそれぞれ満たした職員配置とすることを前提とすれば、余裕活用型・一般型いずれであっても実施可能か。
  - ② インクルーシブの観点から、既に保育所等と児童発達支援事業所の間で認めているように、人員の交流や設備の共用は認めていくべきではないか。
  - ③ なお、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、地域における児童発達支援のニーズや資源の状況等も踏まえながら、障害児の支援に支障がないように留意して実施することが必要である。
- こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援として既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要である。

**【自治体における整備について】**

- 待機児童がいるような自治体においても、こども誰でも通園制度を利用できるよう、国としてどのように体制整備をしているのか。
- 現状の保育現場においても人材確保・配置基準・処遇の改善などが課題である状況において、どのように体制整備をしているのか。

**政府の説明概要**

- こども誰でも通園制度については、令和8年度から、法に基づく給付制度とすることを考えているため、対象となる全てのこどもが利用できるよう、提供体制を整備する必要。  
それに当たり、保育人材の確保は重要であると考えており、
  - ・ 保育士資格の取得支援や、
  - ・ 保育所等におけるICT化の推進等による負担軽減、
  - ・ 潜在保育士のマッチング支援等の取組を進めるとともに、引き続き、民間給与動向等を踏まえた処遇改善を行っていく。
- 実施主体となる市町村においては、計画的に提供体制の整備を行っていただく必要がある。  
国としても、市町村に対し、具体的な整備量の把握をしてもらうよう依頼を行っている。  
試行的事業を通じて、地域の実情に応じた制度設計を行うとともに、市町村向けの説明会を適時に行うことなどにより、市町村による体制整備を支援。

（参考）自治体向けには、令和5年12月に計4回（829自治体が参加（県：45、市：490、町：252、村：42））、事業者向けには合計9団体（合計11団体、延べ1,484施設参加）に1回ずつ説明を開催。  
法案を提出した後にも、自治体向け説明会を3月13日、14日に実施。（約1,200自治体）

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

3. 市町村における事業実施に向けた準備・検討

- 市町村は、将来的な給付化も見据え、地域におけるこども誰でも通園制度の事業実施の提供可能量を把握した上で、計画的な提供体制の整備を行っていただく必要がある。
- 具体的には、各市町村において、0歳6か月～2歳の保育所等に通っていないこどもの数から、受け入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行っていただく必要がある。また、各市町村において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか検討を開始いただく必要がある。
- その上で、きめ細かなニーズに対応できるよう、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの受入れ等に関する事業との関係など、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行う必要がある。

### 【単価、利用料について】

- こども誰でも通園制度を運営できるよう、職員の賃金・労働条件を確保するための財政支援が必要ではないか。
- キャンセルがあった場合の料金はどのようになるのか。

### 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度は、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度とすることから、基本的には、公定価格の考え方を前提に、実績に応じた支払いすることを想定。そうした前提のもと、試行的事業においては、安定的な運営が可能となるよう、国庫補助基準上、こども一人1時間当たり850円という単価設定。これに加えて、事業所においては、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収して、事業を運営していただく。  
その上で、令和8年度からの給付化後の具体的な単価については、試行的事業の状況などを踏まえて、こども誰でも通園制度を実施する事業者が、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう検討。
- 直前の予約については、例えば、前日までの予約状況で当日の職員配置などの受け入れ体制を決めてしまっている場合には、受け入れられないことも想定。こうした場合の取り扱いについては、今後システム上の対応も含めて検討していく必要。  
キャンセル料の取扱いについて、試行的事業においては、当日のキャンセルがあった場合、
  - ・ 市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、
  - ・ 支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしている。
- 予約やキャンセル料の取扱いについては、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、本格実施に向けて更に検討。

## 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

### V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- ・ キャンセル料の取扱い
- 試行的事業においては、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしているが、利用キャンセルの取り扱いについては、きょうだい・多胎児の利用などの場合に特に留意が必要であるため、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。
- ・ 高リスク家庭の利用における支援
- 試行的事業においては、低所得者世帯や、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯等の保護者負担額を補助することとしているが、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。

### 【総合支援システムについて】

- 国が一元的にシステムを構築するというが、こどものアレルギー等の情報が容易に事業者や自治体にわたってしまうことは個人情報保護との関係で問題があるのではないか。
- 緊急連絡先やこどもの既往症などの機微な個人情報をどのように保護するのか。
- 保護者がどの施設を利用するか選択する際に参考となるよう、施設の評価を見られるようにすべきではないか。
- こども誰でも通園制度のシステムと保育DXにおける保活情報連携基盤との関係、将来的にはどのような絵を描いているか。

### 政府の説明概要

- こども誰でも通園制度の実施に当たって、こどもの安全の確保は大前提であり、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報を、事前に把握していくことが重要。  
このため、国が構築するシステムにおいて、保護者が事前にこどものアレルギー等の情報を登録し、受入れ施設がこうした情報をしっかりと把握できるようにすることとしている。
- 法律上制度化される令和7年度からの運用を目指して、準備を進める。
- デジタル行財政改革の中で、施設の見学予約や保育所の利用申請などの一連の保活手続きを、ワンストップで出来るよう、保活ワンストップシステムの構築を目指す。このためには、自治体、保育施設、保護者が利用する情報連携基盤（保活情報連携基盤）が必要であり、その構造は、こども誰でも通園制度のためのシステムと類似。  
こども誰でも通園制度のシステムの構築が先行して進むことから、保活ワンストップは、今後、自治体での試行事業などを踏まえ、こども誰でも通園制度のシステムを改修して、保活情報連携基盤の機能を取り入れることを視野に入れながら、検討していくことにより、システムや行政手続間の連携を確保し、一連の「保活」がワンストップで完結できることを実現。

（参考）「試行的事業の在り方に関する検討会」でも、こどもについて理解するためにこどもについての情報の共有は必要としつつ、個人情報の取扱いについては、制度の本格実施に向けて、特に整理していくべき内容として言及されており、十分に留意する必要がある。

保護者が事前に登録した、こどものアレルギーや緊急連絡等の情報について、自治体においては、

- ・ 保護者の居住地である自治体のみ、こども誰でも通園制度を運用する上で必要な場合に限り、情報を見ることができ、
- ・ それ以外の、保護者の居住地ではない自治体では、情報を見ることはできないこととしている。

事業者に関しては、保護者が利用する事業者に限り、保護者が初めて当該事業者の利用を予約する際に同意した上で、当該事業者は情報を見ることが出来るなど、保護者にとって関係のない事業者が、システムに登録されている保護者の情報を、勝手に見ることはできない仕組みとする予定。このように、個人情報の取扱いには、十分に留意した仕組みを構築していく。

保護者が施設を選択するに当たっては、各施設について、例えば、

- ・ 開園時間や空き状況
- ・ 利用料金、看護師配置の有無、
- ・ 給食・おやつの有無など

保護者の施設選択に当たって参考となるような情報が、国の構築するシステムで閲覧できる仕組みとなるよう、今後具体的に検討。

令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

○ こども誰でも通園制度の実施に当たっては、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握できるようにしていくことが重要である。  
 こうしたことから、①利用者が入力する個人情報について、利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有すること、②こどもに係る日々の記録について、利用者の同意に基づき、事業所が作成した情報を市町村及び利用事業所に共有すること、が考えられるが、その際の個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理されると考えられる。

①利用者が入力する個人情報について、利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有することについて  
 ○ 現行の一時預かり事業においては、事業所がこどもを初めて預かる際、こどもの状況を把握し安全に預かるために、事前に以下のような情報を登録様式や面談によって保護者から取得している。

家族の状況	緊急連絡先	続柄	生年月日	同居・別居の別	就労・就学先	送迎者
こどもの状況 (障害に係る情報を含む)	出生歴	アレルギー	病歴	健康状態	託児経験	生活リズム
	発達の状況	食事の状況	排泄の状況	好きなあそび	かかりつけ医	予防接種状況

○ こども誰でも通園制度においては、利用者が複数の事業所を同時期に利用することが想定されることから、利用者が上記個人情報を複数回入力する必要がないよう、利用者がシステムの登録時に上記個人情報を統一のフォーマットに入力し、事業所の初回の予約の際に、都度利用者の同意に基づき予約先の事業所に提供することで、各事業所が必要とする基礎情報を共有できる仕組みとすることが必要。  
 ○ 利用者が事業所に情報を提供する都度、システム上で、利用者に最新の情報がどうかの確認を求める仕組みとすることが必要。  
 ○ 各事業所において独自に必要なとする詳細な情報については、利用前の面談や親子通園時に取得するものとする考えられる。  
 ○ 利用者から、システム上で情報が共有されない場合は、事業所毎に、利用前の面談や親子通園時にこどもの状況等の情報をよく確認する必要があることに留意が必要。

4. こども誰でも通園制度に係るシステムの構築  
 ○ こども家庭庁においては、こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることが基本と考えている。  
 ○ 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。  
 ○ 令和5年補正予算において、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費を措置し、こども家庭庁において執行することとしており、令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成する。

# こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

成育局 保育政策課

令和5年度補正予算：25億円

## 1. 施策の目的

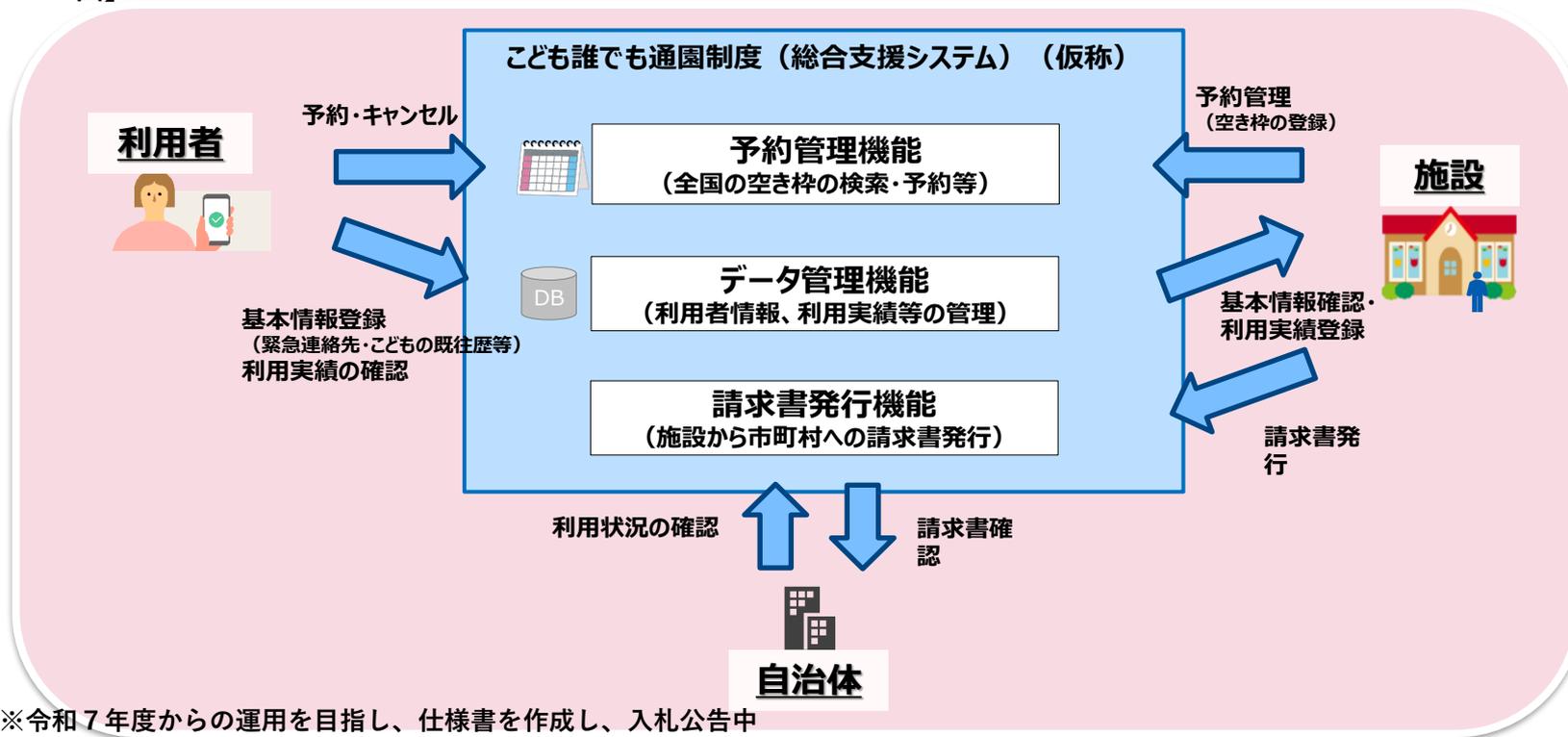
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

## 2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

### 【イメージ図】



# 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 ～こども誰でも通園制度関係～

## 衆議院

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 九 こども誰でも通園制度の創設に当たっては、現場や利用者の意見を十分に踏まえた実施に努めるとともに、通常保育での児童の受け入れとの違いも踏まえ、通常保育も含めた幼児教育・保育の質が低下しないよう、万全を期すること。
- 十 こども誰でも通園制度については、こどもの所属園や利用日数の在り方を含め、保育者との愛着形成ができるよう、本法に基づき、全てのこどもの権利として保育を保障する仕組みの検討を進めること。特に、医療的ケア児、障がいがあるこどもなど専門的支援が必要なこどもにとって使いやすいものとなるよう、安全な受入施設や体制整備に取り組むこと。

## 参議院

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 十 こども誰でも通園制度の創設に当たっては、現場や利用者の意見を十分に踏まえた実施に努めるとともに、通常保育での児童の受入れとの違いも踏まえ、通常保育も含めた幼児教育・保育の質が低下しないよう、万全を期すること。
- 十一 こども誰でも通園制度については、こどもの所属園や利用日数の在り方を含め、保育者との愛着形成ができるよう、本法に基づき、全てのこどもの権利として保育を保障する仕組みの検討を進めること。特に、医療的ケア児、障がいがあるこどもなど専門的支援が必要なこどもにとって使いやすいものとなるよう、安全な受入施設や体制整備に取り組むとともに、必要な人材確保に取り組むこと。